

○地方税法 抜粋

(国民健康保険税)

第七百三条の四

1 1 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

1 9 第十四項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

2 7 第二十二項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

○地方税法施行令 抜粋

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 [法](#)第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、六十三万円とする。

2 [法](#)第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十九万円とする。

3 [法](#)第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十七万円とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第八条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第三項並びに第五十六条の八十九の規定は、令和二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。